

5 郡介第 3805 号
令和 6（2024）年 3 月 7 日

各介護保険サービス事業者 様

郡山市介護保険課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

このことについて、令和 6 年度に介護職員等処遇改善加算等を算定する場合には、処遇改善計画書等を事業所の指定権者へ提出する必要があります。

つきましては、下記により計画書等の提出をお願いします。

記

1 対象事業所 令和 6 年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算又は介護職員等ベースアップ等支援加算（6 月以降は介護職員等処遇改善加算）を算定する事業所

2 提出書類

各種様式は、市ウェブサイトに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護・高齢社福祉 > 介護保険事業者の方向け > 介護職員等処遇改善加算等について](#)

(<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2250.html>)

No.	提出書類	備考
1	連絡票	必須
2	処遇改善計画書 ※	必須
3	キャリアパス要件Ⅰに該当することがわかる書類 (就業規則又は給与規程の写し等)	該当者のみ提出
4	キャリアパス要件Ⅱに該当する資質向上のための研修計画書 又は資格取得のための支援の実施状況がわかる書類 (任意様式)	
5	キャリアパス要件Ⅲに該当することがわかる書類 (就業規則又は給与規程の写し等)	
6	見える化要件に該当することがわかる書類 (ホームページ又は介護サービス情報公表システムの写し等)	

※処遇改善計画書のうち、別紙様式 6-1、6-2 は厚生労働省が作成中です。様式が示され次第、別途ご案内します。

3 提出期限 令和 6 年 4 月 15 日（月）

4 提出先等

- (1) 提出先 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
郡山市保健福祉部介護保険課管理係
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 提出方法 メール(kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp)、郵送又は持参

5 その他

- (1) 介護保険最新情報 Vol.1209「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え並びに事務処理手順及び様式例の提示について(案)」の送付について(令和6年3月4日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)を必ず確認してください。
- (2) 計画書及び計画書の記載内容の根拠となる資料は事業所に保管してください。
- (3) 令和6年6月以降の計画について4月の計画書提出後に変更が生じる場合は、6月15日までに変更後の計画書を提出してください。
- (4) 加算を令和6年4月1日から新たに算定する場合や、算定する区分を変更する場合は、計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を令和6年4月1日までに提出してください。
また、6月以降に算定する加算については、居宅系サービスの場合は令和6年5月15日、施設系サービスの場合は令和6年6月3日までに提出してください。

【事務担当】

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
郡山市保健福祉部介護保険課管理係 吉成
電話：024-924-3021
E-mail: kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp